

【調査概要】

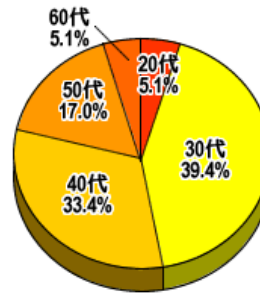
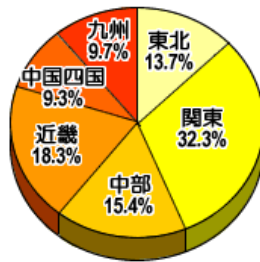
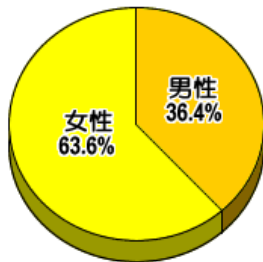
- 調査方法：インターネットリサーチ
- 調査地域：全国
- 調査対象：ケアマネジメント・オンライン会員(26～74歳のケアマネジャー)
- 調査日時：2006年8月24日～8月31日
- 調査主体：株式会社日本医療企画 『介護ビジョン』編集部  
株式会社インターネットインフィニティ

※今回の調査データは「特定事業所集中減算に関する調査」のダイジェスト版です。  
詳細は月刊介護ビジョン11月号(10月20日発売)で掲載されます。介護ビジョン最新号詳細についてお楽しみに。

● 調査結果 ●

回答者の属性

有効回答数：371サンプル(男性135・女性236)



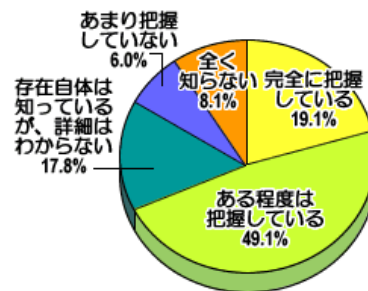
問 [集中減算に対する認識度]

① 質問内容

この新ルールについて、具体的な計算方法や判定期間、作成すべき報告書などの程度、把握されていますか？(5択)

② 回答

全体の68.2%が把握していると回答した。あまり深く認識していない層が、31.8%となり、8.1%は全くその存在を知らなかった。



<ベース> 全員(n=371)

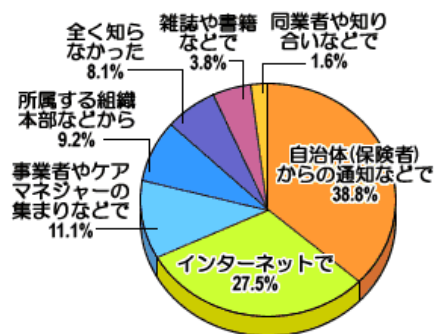
問 [集中減算の情報源]

① 質問内容

特定事業所集中減算に関する情報はどちらで得られましたか？(8択)

② 回答

情報源は、自治体の通知や連絡会が最も多く、38.8%を占めたが、インターネットや雑誌・書籍などの媒体を情報源とした層も31.3%に上った。



<ベース> 全員(n=371)

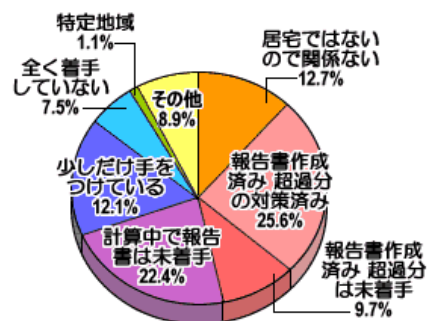
問 [集中減算への対策進捗状況]

① 質問内容

特定事業所集中減算に関する計算や報告書の作成、90%を超える場合の対策など、どの程度実施されていますか？(8択)

② 回答

対応状況では、完璧な対策を取っている層が25.6%、それなりに対応している層が、31.1%、殆どまたは全く未着手の層が19.6%とまばらな結果となった。また集中減算を免除される特定地域という回答も1.1%あった。



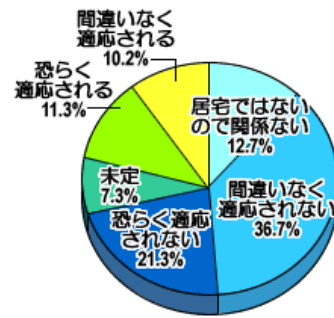
問 [集中減算の適応の可能性]

質問内容

紹介率最高法人のサービスが90%を超える場合に、特定事業所集中減算の対象となりますが、あなたの事業所ではいかがですか？(7択)

回答

適応されないと回答した層が、全体の58%に上った。また適応されると予測する層は、21.5%に留まった。



問 [特定事業所集中減算への意見・感想について]

質問内容

特定事業所集中減算について、ご意見・ご感想をお持ちでしたら教えてください。(自由回答)

回答

※ 回答の一部をご紹介します。

- 沖縄県 36歳 男性 改正の混乱のなか対策が遅れた感じです。もともと介護保険時に医療法人併設でスタートしたデイサービスでかかりつけ医のところがよいからと利用される方が多くいます。10月から半年間減算、肩身がせまい思い感じながら仕事をするしかない。冬のボーナスはあるのか？ただこの方法しかないのか不満も感じます。介護業界は今後も制度に振り回され毎日不安を感じながら仕事をしなければならないのか、このまま事務量が増えればますます組織力のあるこの一人がちになるのではないのでしょうか。
- 千葉県 57歳 女性 特定事業所集中減算はあったほうが良いと思う、公平性が重要。居宅支援事業所に対しても、もっと公平性を持たせて欲しい。しかし今のままでは独立できない。
- 北海道 31歳 男性 利用者の方々、ケアマネと同法人ののデイサービスをご希望される方々が極めて多い。選ばれるサービスづくりをしてきた結果がこのようなことになろうとは職員一同言葉もありません。
- 佐賀県 60歳 女性 利用者が選択されるのは自由であるが、選択の自由を奪う事業所に対しては良い制度だと思う。\*私の住む地方の行政はすべてに於いて情報が遅く、実際、説明等はされていないので詳しい事は分からない。
- 長野県 31歳 男性 ケアマネがいるから安心してこの事業所を利用したい」と言う方が大勢いる。集中しているからといって自分の所属する事業所の利益ばかり考えているわけではないはず。それこそ厚生労働省が実態を把握しなすぎの様に思う。
- 愛知県 57歳 女性 すべてのサービスを対象にしないと意味がないのでは。
- 滋賀県 48歳 女性 その事業所を利用しないと地域のニーズがまかないきれない。事業所の数はあるが、その他の規模が小さいためにそこを利用するし、元来、利用者に事業所を紹介してもそこを選ぶ地域事がほとんどである。都会では適用されるかもしれないが、田舎では、厳しい制度である。
- 岡山県 28歳 女性 なぜ、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与だけが特定事業所集中減算の適用になるのか分からない。単に介護報酬が高額だという理由だけなら、根本的な解決にはなっておらず、付け焼刃な対応になっている。せつかく頑張っている事業所やケアマネのモチベーションを下げても何が得ることがあるのかと声を大にして言いたい。
- 広島県 41歳 男性 ナンセンスに尽きる。利用者の利益に反すると思うし、集中した場合の弊害が理解できない。ケアマネが個人的にバックマージンを取ったりするのは論外だが、いずれにせよこのままいけば、介護保険は間違いなく破綻する。しかも余計な作業をケアマネにさせるな！国家資格でもなく身分保障もない我々を都合の言い様に使うな！！
- 栃木県 43歳 女性 介護保険全体について、ケアマネおよび利用者自体も利用しにくい改正になりつつある。実際に一事業所集中は問題だと思うが、より良い事業所にサービスが集中してしまうことも考えられるし、地域的にサービス事業所が不足していれば当然集中してしまうのではないかと考える。
- 大阪府 32歳 女性 回答例にもあるように、とても厳しい制度だと思います。今頃になって何故そんなことを言い出すのか分からないです。
- 大阪府 44歳 女性 各事業所に所属するケアマネとして自分の事業所を紹介する事は当たり前の事だと思います。集中減算と言う方法で解決できる問題ではない。それならば、ケアマネ自体を行政の一部として雇い入れ公平なサービス提供が出来るようにすべきです。意味の無い事で、書類ばかりが増えていく現状を何とかして欲しいです。ケアマネする人が減るのは仕方が無いと思う。
- 兵庫県 36歳 女性 確かに公平な立場のケアマネだから一点集中でサービス事業者を薦めているケアマネにはいいと思う。一点集中のサービス依頼のケアマネは以前勤めていた職場の上司だった。
- 島根県 50歳 女性 完全独立型居宅支援事業者なので今回の減算は全く心配はない。やはり独立型がいかに平等で、利用者本位にサービス事業者を選択しているかがこの調査を機会に実証できた。90パーセントには行かなくても80数パーセントといった事業者が多い様子。抱え込みの事業所が多い。利用者獲得、安定の為に居宅を持つといった傾向の改善になって欲しい。
- 岐阜県 57歳 女性 希望されても90%を超えると思うと、紹介出来ない場合があり、利用者さんに迷惑がかかるケースが見られた。
- 山口県 38歳 男性 居宅が各事業所に併設している以上はケアマネが営利目的になることは求められる。独立事業所でも見合う報酬、併設不可のような制度にならない以上事業所集中、営利目的になるのは致し方ないのでは。こう事務作業ばかり増えると専門職として利用者本位のアセスメントや調整が行いにくい。
- 熊本県 56歳 女性 当事業所の訪問介護を利用したいからの相談があっても居宅を引き受ければ他に依頼しないと行けないことも出てくる。事務量が増えて管理も大変。又、サービスが訪問介護や通所介護等だけになっているのが変。
- 新潟県 42歳 女性 当事業所は、県の提出書類の中でこの特定事業所集中減算の調査が来て、当事業所は色々なサービスに言える事ですが、指定する事業所が偏ってしまうために減算になるのではないかと心配していましたが、調査書のとおり計算してみると高い割合のところを見て70%ぐらいとなり安心しました。しかし、私達も人間です。ケアマネとサービス事業所は信頼関係で成り立っていることが多いと思います。だから、ここだったら私の考えているサービスのやり方で行ってくれる、と思っています。それをなぜ、事業所が偏ってしまうといけないのでしょうか。

福岡県 27歳 女性	当事業所は通所リハビリを併設しておりそれが対象であれば間違いなく90%を超えると思う。同じ通所でも通所介護のみ対象なのは不可思議だ。法人内での抱え込みを防ぐという意味では効果があるのかもしれないが、現在利用している利用者をどうするかというのは難しい問題だと思う。
茨城県 44歳 女性	逃げ道はいくらでもあるのであまり意味がない制度だと思う
神奈川県 52歳 男性	利用者様にとって本当に質の高い良心的なサービスを提供してくれる事業所に限って利用できず、不本意な事業所も利用せざるを得ない
三重県 27歳 男性	利用者様の多くは、居宅を頼んだらその訪問介護が来てくれるものだと思います。アセスメントの段階で利用者様には利用者様の希望の訪問介護事業所を選べることを伝えるが、利用者様の多くは一緒にお願いしますと言われることが多いです。利用者様が選ばれてサービスを提供しているのに、減算と言うのはどうかと思います。介護保険の理念とは矛盾があるのではないのでしょうか・・・
広島県 41歳 男性	無意味な制度と思います。また、やるのであれば、デイケアなど医療系も同時に行うなど、はっきりとした見解をしめすべき。
北海道 47歳 女性	利益誘導などしていない。併設している事業所の通所サービスを利用したいからという明確な意思を持って、相談に来た場合、断ることはできない。このことによって、居宅の相談を断ることが発生するのではないか？と思う。

■ 調査データの転載・引用をご希望の方、本調査に関するお問い合わせはこちらまで ■

株式会社インターネットインフィニティー ケアマネジメント・オンライン事務局 担当: 藤澤  
TEL: 03-3863-8359 E-mail: [pr@caremanagement.jp](mailto:pr@caremanagement.jp)